

## 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正(事業者に対する温室効果ガス排出抑制計画及び措置結果報告制度の改正)案  
 意見募集期間 : 令和3年5月11日～令和3年5月31日  
 意見等の提出件数 : 3件(3人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
制度の改正(案)	<p>改正案では「エネルギー使用量が500kL/年未満であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置している事業所を条例対象に追加」と記載されているが、現要綱では、ばい煙発生施設が非常用発電設備のみの事業所は対象外としている。</p> <p>非常用発電設備のみを設置している事業者は、条例対象外ということによいか。</p>	1	<p>【ご意見を反映しました】</p> <p>非常用発電設備は停電時等のみの稼働であり、そのエネルギー使用量は限られているため、現要綱の規定と同様、ばい煙発生施設が非常用発電設備のみの事業所は本制度の対象外と考えております。</p> <p>このため、ご意見を踏まえ、改正内容(案)に以下のとおり明記しました。</p> <p>「エネルギー使用量が500kL/年未満であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)を設置している事業所を条例対象に追加。」</p>
制度の改正(案)	<p>各事業所の内訳を公表するにあたっては、温室効果ガス排出抑制に取り組んだ結果(成果)として、温室効果ガス排出量のみを公表することで十分であり、その他の項目の公表は不要と考える。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>現行の公表用の報告書様式についても温室効果ガスの排出抑制措置の内容として、主な措置結果等を記載していただいていることから、事業所毎の様式についても、従前の項目を基本とし、主な措置結果等についても積極的に記載いただきたいと考えています。</p> <p>なお、近年、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加しています。</p> <p>排出量に加え、積極的な取組を見える化することにより、環境に対する姿勢をPRできます。また、投資家や他の事業所、自治体、県民等への有用な情報提供につながると考えられます。</p>
その他	<p>他地域に比べ排出量・割合が多い鉄鋼業、石油化学業等の大規模事業所の削減なしでは兵庫県のCO<sub>2</sub>排出削減目標達成は困難である。</p> <p>これら大規模事業所の脱炭素化を加速させるため、中小企業や家庭のみならず、大規模事業所へのCO<sub>2</sub>削減対策に対する助成・税優遇措置等のインセンティブも必要ではないか。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、企業規模にかかわらず、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講ずるよう努めていただいているところです。県では、中小企業については資金力不足による設備の初期投資が困難なことに鑑み、補助・融資を行っています。</p> <p>なお、国では二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等、大規模事業者も対象となる多様な事業が実施されている他、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)においても先進的なイノベーション技術の開発等の公募が行われています。</p>